



# 都市計画市素案説明会等のお知らせ

～都市再生特別地区の変更(みなとみらい2 1中央地区 52 街区地区)について～


みなとみらい2 1中央地区 52 街区地区(以下、「本地区」という。)は、みなとみらい線 新高島駅に近接し、高島中央公園に隣接する地区です。

本地区に関して、横浜市では令和5年3月1日に都市再生特別措置法第37条に基づく都市計画提案を受理しました。この都市計画提案について、横浜市都市再生評価委員会において「世界が目玉、横浜が目地的となる新しい都心」の実現に向けた施策に取り組むものと評価でき、「横浜都心・臨海地域」のまちづくりを積極的に推進するためにも、都市再生特別地区の変更を行う必要がある」と判断したことに伴い、都市計画市素案を作成しました。

つきましては、都市計画市素案の内容や今後の手続きについて御説明するため、説明会を**横浜市ホームページ上での動画配信**にて開催します。

なお、ホームページをご覧になれない方につきましては、個別に対応いたしますので、裏面の問合せ先まで御連絡ください。

## 都市計画市素案説明会の日時及び方法

日時	令和5年3月22日(水)から令和5年4月19日(水)まで	
方法	横浜市ホームページ上での動画配信(音声付説明動画)	 市素案説明会
	横浜市市素案説明会 で検索	

## 質問書の受付

期間	[第1次]令和5年3月22日(水)から令和5年3月31日(金)まで (回答)4月5日(水)公表予定 [第2次]令和5年4月1日(土)から令和5年4月10日(月)まで (回答)4月14日(金)公表予定
質問提出	都市計画市素案の内容について、どなたでも質問書の提出ができます。 期間内に横浜市ホームページから電子申請により提出してください。または、期間内に必着で、質問書を横浜市建築局都市計画課へ郵送もしくは持参してください。 質問書の様式は、自由です(住所、連絡先、氏名、案件名及び質問内容を御記載ください。)

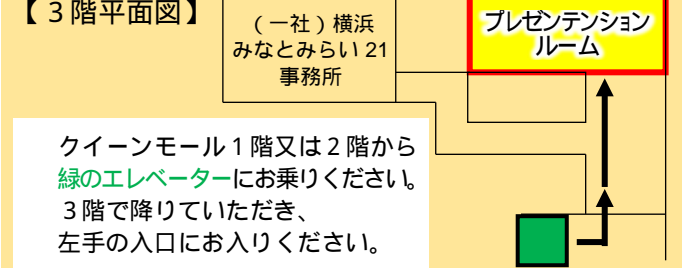
## 都市計画市素案の縦覧(閲覧)及び公述申出の受付

期間	令和5年4月5日(水)から令和5年4月19日(水)まで(土・日は除く)
縦覧(閲覧)場所	横浜市建築局都市計画課(受付時間 午前8時45分から午後5時15分まで) 西区役所区政推進課で都市計画市素案の写しを閲覧できます。 (受付時間 午前8時45分から午後5時まで) 横浜市ホームページで都市計画市素案の概要を御覧になれます。
公述申出	縦覧(閲覧)期間中、関係住民及び利害関係人は公述の申出ができます。 横浜市ホームページから電子申請による公述の申出ができます。 または、期間内に必着で、公述申出書を横浜市建築局都市計画課へ郵送もしくは持参してください。 公述申出書の様式は、自由です。(住所、連絡先、氏名、案件名及び意見の要旨を御記載ください。) 10名を超える申出があった場合は抽選を行います。

## 公聴会の日時及び会場(公述申出があった場合に開催)

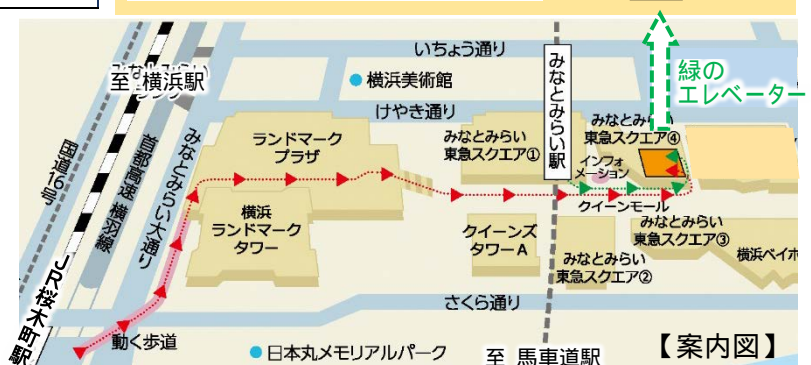
日時	令和5年5月10日(水)午後7時開始
会場	一般社団法人横浜みなとみらい2 1 プレゼンテーションルーム (横浜市西区みなとみらい二丁目3番5号 クイーンズスクエア横浜 クイーンモール3階) 傍聴は申込不要です。 当日、直接会場へお越しください。

### 【3階平面図】



公聴会開催の有無は、4月21日(金)以降に横浜市ホームページで御確認いただくか、横浜市建築局都市計画課に電話でお問い合わせください。(TEL 045-671-2657)

「公聴会における公述意見の要旨と市の考え方」については、後日、横浜市ホームページで公表します。



本資料は一部簡略化(省略化)しています。正確な内容、区域等については、縦覧期間中に縦覧場所でご確認ください。

## 都市計画市素案の概要【都市再生特別地区の変更(地区の追加)】

都市再生特別地区とは、都市再生緊急整備地域のうち、都市の再生に貢献し、土地の合理的かつ健全な高度利用を図る特別の用途、容積、高さ、配列などの建築物の建築を誘導する必要があると認められる区域について、都市計画に定める地区です。

従前の用途地域等に基づく規制にとらわれずに、建築物の容積率の最高限度・最低限度や高さの最高限度、壁面の位置の制限等の事項を定めることができ、これにより、用途地域による容積率制限や高度地区による高さ制限等の規制を適用除外とすることができます。

変更の概要 「みなとみらい2 1中央地区 52 街区地区」の追加 1：除外規定あり 2：緩和規定あり

種類	都市再生特別地区(みなとみらい2 1中央地区 52 街区地区)	
面積	約 1.6ha	
建築物の容積率の最高限度	880%	
建築物の容積率の最低限度	100%	1
建築物の建蔽率の最高限度	80%	2
建築面積の最低限度	2,000㎡	1
建築物の高さの最高限度	<図>のとおり	1
壁面の位置の制限	<図>のとおり	1

### <図> 建築物の高さの最高限度・壁面の位置の制限の図

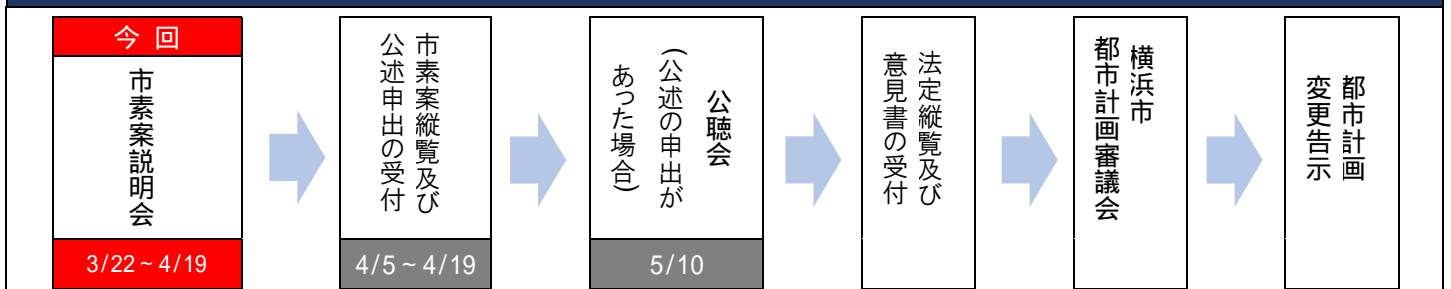
都市再生特別地区を変更(追加)する区域

建築物の高さの最高限度	
<span style="background-color: yellow; width: 20px; height: 10px; display: inline-block;"></span>	区域ア 180m
<span style="background-color: purple; width: 20px; height: 10px; display: inline-block;"></span>	区域イ 40m
<span style="background-color: pink; width: 20px; height: 10px; display: inline-block;"></span>	区域ウ 16m
<span style="background-color: cyan; width: 20px; height: 10px; display: inline-block;"></span>	区域工 10m
<span style="background-color: green; width: 20px; height: 10px; display: inline-block;"></span>	区域才 5 m

壁面の位置の制限	
<span style="color: blue;">■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■</span>	道路境界線及び敷地境界線から2.0m以上後退

### 今後の都市計画手続の流れ



### 問合せ先 (contact information)

計画内容・事業内容に関する事	横浜市都市整備局横浜駅・みなとみらい推進課 TEL 045-671-3516 (Eメール(E-mail): tb-minatomirai21@city.yokohama.jp) (令和5年4月1日から、課名が「みなとみらい・東神奈川臨海部推進課」に変更となります。) 〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 市庁舎29階
都市計画手続に関する事	横浜市建築局都市計画課 TEL 045-671-2657 (Eメール(E-mail): kc-toshikeikaku@city.yokohama.jp) 〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 市庁舎25階 市素案説明会(3月22日から公開) <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">横浜市市素案説明会</span> で検索 市素案縦覧・公聴会(4月5日から公開) <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">横浜市公聴会</span> で検索

市素案説明会 市素案縦覧・公聴会



If you have any questions, please contact us at the above email address.